

スマート農業推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、若年就農者にも魅力のある創造性豊かで持続可能な本市の農業を実現するため、ロボット、AI、IoTなど先端技術を活用する農業（以下「スマート農業」という。）に取り組むことにより、農作業の省力化や農作物の高品質化等を図る者に対し、予算の範囲内でスマート農業推進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、この補助金の交付を申請しようとする時点において市内で農業を営む者のうち、市内に居住し、又は所在する者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 認定農業者 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。
- (2) 認定新規就農者 法第14条の4第1項の青年等就農計画の認定を受けた者をいう。
- (3) 農地所有適格法人 農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。
- (4) 集落営農組織 農業者が主たる構成員となっており、集落を単位とした組織的な農業を営む法人格を有しない任意団体であって、次の要件の全てを満たすものをいう。
 - ア 代表者その他の事項を定めた規約を有していること。
 - イ 一元的に経理を行っていること。
 - ウ 法人化の計画を有していること。
- (5) 鳥獣被害対策実施隊員 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）第9条第2項の鳥獣被害対策実施隊員をいう。
- (6) 生産者団体 農業協同組合等の生産者が組織する団体であって、受益農業者が2名以上であること。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 農作業の省力化や農作物の高品質化等に資するスマート農業の取組に要するシステム等の導入経費（パーソナルコンピュータ、タブレット端末、

スマートフォン等の汎用性の高い機器の購入に要する経費を除く。)

(2) スマート農業の取組に要するシステム等の利用経費(原則、初年度分のみとし、通信費を除く。)

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額の合計額の2分の1を超えない範囲で市長が定める額とする。

2 補助金の上限額は、50万円とする。

(補助金の経理等)

第5条 補助金の交付を受けた補助対象事業者(以下「補助事業者」という。)は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助対象事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(財産処分の制限等)

第6条 補助事業者は、補助対象事業により取得した財産を減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けずに、補助金の交付目的に反してこれを使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 補助事業者が市長の承認を受けて前項の財産を処分したことにより収入があったときは、市長は、その収入額の全部又は一部を本市に納付させることができる。

(補助金等交付規則の適用)

第7条 補助金の交付の申請、交付の決定、決定の通知、着手届及び完了届、補助事業の変更等、実績報告、交付指令等、交付指令の変更、決定の取消し及び補助金等の返還及び検査等については、高松市補助金等交付規則(昭和54年高松市規則第12号)第3条から第9条の2まで、第11条及び第12条の規定を適用する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。